

## 指定介護予防支援事業所つくばみらい市地域包括支援センター運営規程

### (目的)

第1条 事業所の保健師その他事業に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定介護予防支援事業所 つくばみらい市地域包括支援センター
- (2) 所在地 茨城県つくばみらい市福田195番地

### (職員の職種及び員数)

第3条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 担当職員 次に掲げる者のうち1名以上
  - ア 保健師その他これに準ずる者
  - イ 社会福祉士その他これに準ずる者
  - ウ 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を終了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過するまでの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員研修を終了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者
- (3) その他職員を若干名置くことができる。

2 管理者は、事業所の管理を統括し、常勤で専らその職務に従事するものとする。ただし、事業所の管理に支障がない場合は、担当職員が兼ねることができる。

3 担当職員は、事業の提供に当たり、その業務の状況により増員することができる。

### (営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、電話等により常時連絡が可能な体制を確保する。

### (事業の提供方法及び内容)

第5条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 提供方法は、介護予防のための効果的な支援の方法「厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定」に従って実施する。
- (2) 利用者等の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内、第4条に規定する相談窓口または、利用者宅とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅またはサービス提供事業所内とする。

(4) 利用者訪問頻度は、適宜とする。

(利用料)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該支援が法定代理受領サービスであるとき利用者負担金は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、つくばみらい市内とする。

(委託)

第10条 事業所は、介護保険法第115条の23第3項の規定により事業の一部を委託することができる。

(事故発生時の対応)

第11条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(資質の向上)

第12条 事業所は、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(秘密の保持)

第13条 事業所及び担当職員その他の事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者または利用者の家族に関する秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(苦情対応)

第14条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 つくばみらい市地域包括支援センター運営規程は、廃止する。